

## 豊山町緊急情報ツイッター運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害等の緊急情報を迅速に、かつ、広範に伝達することを旨として、豊山町緊急情報ツイッターを適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定の利用者に公開できる手段をいう。
- (2) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) リプライ 他のユーザーの投稿した記事に返信することをいう。
- (4) リツイート 他のユーザーの投稿した記事を引用して投稿することをいう。
- (5) フォロー 他のユーザーの投稿した記事を受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第3条 豊山町緊急情報ツイッターの運営主体は企画課企画・広報グループとし、アカウントの管理を行う。

2 ユーザー名は toyoyama\_kinkyu とする。

(情報の明示)

第4条 第三者が町を装ってアカウントを作成し、記事を投稿するのを防ぐために、町は、豊山町緊急情報ツイッターのユーザー名を町のホームページ上に掲載するものとする。

(掲載内容)

第5条 投稿する記事は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災行政無線で放送したもの
- (2) 町に発表された気象警報に関するもの
- (3) 避難情報に関するもの
- (4) その他企画課長が適当と認めるもの

(豊山町緊急情報ツイッターにおける記事の投稿)

第6条 豊山町緊急情報ツイッターの運用においては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他関係法令を遵守しなければならない。

2 豊山町緊急情報ツイッターの記事の投稿は、災害時においては企画調整部長又は非常配備班長の了承を得たのち、防災安全グループ員又は非常配備班員が行う。災害時以外の情報発信においては企画課長決裁後、企画・広報グループ員又は防災安全グループ員が記事の投稿を行う。

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第7条 町は、原則としてリプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が投稿した記事で、特に企画課長が必要と認めるものはこの限りではない。

(ホームページとのリンク)

第8条 投稿した記事に記載するリンクのリンク先は、原則として町が運営するホームページに限る。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が開設したホームページで、特に企画課長が認めるものはこの限りでない。

(アカウントの停止又は削除)

第9条 町は、記事の投稿が困難になった場合、アカウントを速やかに停止又は削除するものとする。

(補則)

第10条 この要領の実施について必要な事項は、企画課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。